

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例運用通知

(令和5年9月14日改正)

第一章 総則

第一条 (目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第十五条（規制の措置）、第二十条（資源の循環的な利用等の促進）及び第二十一条（廃棄物処理対策の促進）の規定に基づき、廃棄物の適正処理等のために必要な事項を定めることにより、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進することを目的とする。

【趣旨】

- 1 本条は、条例の目的を明らかにしたものである。
- 2 廃棄物をめぐる様々な問題に対応するには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では不十分な点が見られたことから、県民の生活環境を保全するため、岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）を根拠として、本県独自の規範を定めることとしたものである。
- 3 本条例の制定後も、廃棄物をめぐる課題はいつそう多様化、複雑化しており、国においては、廃棄物処理法の改正が相次いで行われているほか、本県においても、本条例の改正をはじめ、新たに「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」（平成18年条例第47号）、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」（平成19年条例第14号）、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」（平成21年条例第20号）を制定するなど、多様化、複雑化する課題への法的対応の強化を図っている。これらは、いずれも県民の生活環境を保全することを目的とするものであり、その一体的な運用に十分留意する必要がある。

規則 (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

二 廃棄物の減量 廃棄物の発生の抑制又は再利用により、処理すべき廃棄物の量を減らすことをいう。

三 資源の有効利用 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用等を促進することをいう。

四 廃棄物の不適正処理 法令及び条例に違反する廃棄物の処理その他の環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の処理をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の例による。

【趣旨】

1 本条は、条例で用いる用語の定義を明らかにしたものであり、基本的には、廃棄物処理法の例によることとしている。

2 「再利用」「廃棄物の減量」「資源の有効利用」及び「廃棄物の不適正処理」については一般的に用いられている用語であるが、条例の重要な用語であるので、本条で定義したものである。

【解釈・運用】

第1項第4号中「法令及び条例に違反する廃棄物の処理その他の環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の処理」とは、この条例が廃棄物処理法などの法令に違反する廃棄物の処理だけではなく、広く環境の保全に支障を及ぼすおそれのある廃棄物の処理を対象にするとの趣旨である。

規則（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 地域の清潔保持

第三条（県民等の義務）第一項

第三条 県民は、自主的に清掃活動を行う等により、地域の清潔保持に努めなければならない。

【趣旨】

清潔の保持に関しては土地又は建物の占有者等の責務が廃棄物処理法第5条に定められているが、本条は県民の一般的な地域の清潔保持義務を定めたものである。

参考 <廃棄物処理法>

（清潔の保持）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同

じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。
- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

第三条第二項

2 何人も、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみをみだりに捨てるなどして散乱させ、地域の清潔保持を阻害してはならない。

【趣旨】

- 1 本条は、空き缶等散在性の高いごみのいわゆる「ポイ捨て行為」の禁止に関するものである。
- 2 空き缶等も廃棄物であり、それをみだりに捨てることは廃棄物処理法第16条に違反し、罰則も設けられているが、空き缶等については、そのことが十分に意識されず、「ポイ捨て行為」が行われやすいことから、これによって、地域の清潔が損なわれることが問題となっている。

このため、環境美化等の観点から空き缶等の「ポイ捨て行為」を禁止する条例を制定する自治体が全国的に増加しており、本条は、空き缶等の「ポイ捨て行為」によって、地域の清潔保持を阻害してはならないことを定めたものである。

参考 <廃棄物処理法>

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第四条（県の責務）

第四条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

【趣旨】

本条は地域の清潔保持に関する県の責務を定めたものである。

なお、県においては、昭和62年4月15日に「美しいふるさと運動(愛称)岐阜県環境美化運動推進要綱」を制定し、全県的な美化運動に取り組んでいる。

第五条（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は地域の清潔保持に関する県と市町村との連携等について定めたものである。

なお、県内においては空き缶等のポイ捨て行為を禁止し、命令違反に罰則を課す条例を制定している市町村もある。

第三章 廃棄物の減量及び資源の有効利用

第六条（県民の義務）

第六条 県民は、その日常生活において、再利用可能な物の分別及び再利用、地域における集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動への参加並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 県民は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関し、県民の役割を明確にしたものである。

第七条（事業者の義務）

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の利用並びに再生品、簡易な

包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関し、主に製品の製造をはじめとする事業活動における物品の使用にあたっての事業者の役割を明確にしたものである。

【解釈・運用】

本条及び次条の「事業者」には、国、県、市町村等公共団体も含まれる。

第八条

第八条 事業者は、長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発、製品の修理体制の整備、容器及び包装の過剰な使用の抑制並びに不用となった製品、容器及び包装の回収等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関し、主に消費者に製品等を供給する立場での事業者の役割を明確にしたものである。

第九条（県の責務）

第九条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関し、行政としての県の責務を定めたものである。

第十条

第十条 県は、市町村に対し、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ず

るよう求めるものとする。

【趣旨】

本条は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関し、県から行政としての市町村に対し必要な措置を講ずるよう求めることを定めたものである。

第十一条 <削除>

第三章の二 特定保管物の適正な保管

第十一条の二（多量保管の届出）

第十一条の二 多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるもの（以下「特定保管物」という。）を屋外において保管しようとする者（以下「保管予定者」という。）は、特定保管物の保管の場所（以下「保管場所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が規則で定める面積未満である場合又は法第十四条第一項若しくは第六項若しくは法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定により許可を受けた者で規則で定めるものが業として行う廃棄物の処理に関連して特定保管物を廃棄物として保管する場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 保管場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地並びに当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 面積
- 三 保管する特定保管物の種類及び利用目的
- 四 特定保管物の保管を開始する予定年月日
- 五 保管する特定保管物の量の上限
- 六 その他規則で定める事項

【趣旨】

本条は、主として使用済みタイヤを対象として、多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがある物で規則で定めるものを特定保管物とし、一定の面積を超えて特定保管物の保管を行おうとする者に対して、事前の届出を義務付けるものである。

これまでの使用済みタイヤの不適正処理事案においては、その所有者が有価物であることを主張する場合がほとんどであり、有価物か廃棄物かの判断に多大な時間を費やしている間に、保管量が増加し、結果的に撤去が困難、若しくは多額の撤去費用等が必要となっていた。

こうしたことを踏まえ、不適正処理を未然に防止するため、本条の要件に該当する特定保管物については、有価物か廃棄物かを問わず、一律に事前の届出を義務付け、事案を早期に把握するとともに、早い段階から監視を行うこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「生活環境の保全上支障」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしておそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。今回、規則で定める物（特定保管物）は、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤ（以下「使用済みタイヤ」という。）をいうが、多量に保管されることにより、保管場所からの飛散や流出、悪臭の発散、蚊、はえその他の害虫等の発生等や場合によっては火災の発生も想定される。
- 2 「屋外」とは、家屋の外、つまり建物の外のことをいい、建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう。
- 3 対象を屋外のみにした理由は、廃棄物である使用済みタイヤを有価物であると称して屋外で野積み保管することにより、生活環境の保全上支障が生じている事案の発生がある。使用済みタイヤを野積み保管すると、蚊、はえその他の害虫の発生源となり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障があるが、屋内保管については、雨水の影響も受けず、ただちに生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を及ぼさないと考えられるためである。
- 4 「特定保管物の保管の場所（保管場所）」とは、特定保管物を保管しようとする場所をいう。保管者が現実にとどの程度特定保管物を保管しているかではなく、将来的に、特定保管物を保管しようとする土地の面積が100㎡以上であれば届出が必要となる。
- 5 特定保管物及び多量保管の届出様式等は、規則第2条の2、第2条の3で規定しておりである。

規則（特定保管物）

第二条の二 条例第十一条の二の多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるものは、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤとする。

（多量保管の届出）

第二条の三 条例第十一条の二の規定による届出は、別記様式第一号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 保管場所の付近の見取図
 - 二 保管場所の平面図
 - 三 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し
- 2 条例第十一条の二ただし書の規則で定める面積は、百平方メートルとする。
 - 3 条例第十一条の二ただし書の規則で定めるものは、処理業者のうち、その事業

の範囲に廃プラスチック類が含まれているものとする。

4 条例第十一条の二第六号の規則で定める事項は、特定保管物の保管を終了する予定年月日とする。

6 本条第11条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第十一条の三（変更等の届出）

第十一条の三 前条の規定による届出をした者（以下「保管者」という。）は、当該届出に係る事項（前条第二号イに掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 保管者は、前条の規定による届出に係る事項（保管場所に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限る。）に変更があったとき、又は当該届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、前条の規定による届出をした者が、当該届出に係る事項を変更しようとするときの届出等を義務付けた規定である。

【解釈・運用】

1 変更等の届出様式は、規則第2条の4で規定するとおりである。

規則（変更等の届出）

第二条の四 条例第十一条の三の規定による届出の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

2 本条第11条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、条例第33条の規定により5万円以下の過料に処せられる。

第十一条の四（保管基準）

第十一条の四 保管者は、特定保管物の保管に当たっては、次に掲げる基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

一 保管場所の見やすい場所に保管場所である旨その他規則で定める事項を表示した標識を設けること。

二 保管場所から特定保管物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭を発散

しないようにすること。

三 保管場所には、蚊、はえその他の害虫等が発生しないようにすること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定保管物の適正な保管を確保するために必要なものとして規則で定める基準

【趣旨】

本条は、特定保管物の保管基準を定めた規定である。

【解釈・運用】

1 本条第4号は、特定保管物の性状等に即して、適正な保管の確保のために必要な基準を規則で定めることとしたものである。

現在、特定保管物として指定されている使用済みタイヤについては、規則で保管基準を定めていないが、今後、新たに特定保管物を指定する場合に当該保管物の性状等に即した保管基準を定める必要があるときは、本規定に基づいて、規則で基準を定めることとなるものである。

2 特定保管物の保管場所の表示は、規則第2条の5で規定するとおりである。

規則（保管場所の表示）

第二条の五 条例第十一条の四第一号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 保管する特定保管物の種類

二 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び連絡先

2 条例第十一条の四第一号の標識は、別記様式第一号の三のとおりとする。

第十一条の五（土地所有者等の義務）

第十一条の五 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、特定保管物を屋外において保管することを目的として当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合その他当該土地において特定保管物が保管されることを知った場合には、規則で定めるところにより、三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が、第十一条の二ただし書の規則で定める面積未満である場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 保管場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地並びに保管予定者又は特定保管物を保管している者の氏名又は名称及び住所

ロ 面積

ハ 使用に係る契約を締結した年月日又は特定保管物が保管されることを知った年月日

三 その他規則で定める事項

【趣旨】

近年の不適正処理事案には、土地所有者等（所有・占有・管理）が協力して行っている場合も見られることから、平成12年の廃棄物処理法改正では、悪意の土地所有者等は、「ほう助」した者として「措置命令」の対象となった。

本県においても、土地所有者等が安易に土地を貸したり、遠隔地に居住していて全く土地を管理していない場合など、土地所有者等が管理責任を十分に果たしていないことが原因になっていると思われる事案が見受けられる。

こうした状況に対処するため、本条では、土地所有者等が、特定保管物を屋外において保管することを目的として、当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合、あるいは当該土地に特定保管物が保管されることを知った場合には、保管予定者と同様に届出の義務を課すことで、土地所有者等の責任を明確にしたものである。

【解釈・運用】

1 「土地を占有する者」とは、法律上の権限のいかんを問わず、当該物件を自己のために排他的に利用又は使用している者をいい、「土地を管理する者」とは、土地所有者から管理の委託を受けている者などをいう。

なお、土地所有者等には、国、県、市町村等の公共団体も含まれる。

2 土地所有者の届出様式等は、規則第2条の6で規定するとおりである。

規則（土地所有者等の届出）

第二条の六 条例第十一条の五の規定による届出は、別記様式第一号の四に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 保管場所の付近の見取図
- 二 保管場所の平面図

2 条例第十一条の五第三号の規則で定める事項は、保管される特定保管物の種類及び量とする。

第四章 廃棄物の不適正処理対策

第十二条（県民及び事業者の義務）

第十二条 県民及び事業者は、生活環境を保全するため、廃棄物の不適正処理が行われぬよう互いに協力して監視に努めるとともに、廃棄物の不適正処理を発見したときは、速やかに関係市町村又は県に通報しなければならない。

【趣旨】

- 1 廃棄物の不適正処理を根絶するためには、県民、事業者、市町村及び県が総ぐるみで対応する必要があることから、本条では、県民及び事業者の通報義務を明確にしたものである。
- 2 本条を含めて、第4章の不適正処理対策に関しては、別に「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」（平成9年1月20日施行）が制定されている。

【解釈・運用】

県民等は、刑事訴訟法第239条の規定により、捜査機関（一般には最寄の警察署）に告発することができる。

第十三条（土地所有者等の義務）

第十三条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物の不適正処理が行われないう、適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、県が講ずる次条第四項に規定する措置及び市町村が講ずる第十五条第二項に規定する措置に協力しなければならない。

4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

【趣旨】

本条は、これまでの不適正処理事案の中に、土地所有者等が安易に土地を貸したり、遠隔地に居住していて全く土地を管理していない場合があるなど、土地所有者等が管理責任を十分に果たしていないことが原因になっていると思われる場合が多いため、その責任を明確にしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- ・「土地を占有する者」とは、法律上の権限のいかんを問わず、当該物件を自己のために排他的に利用又は使用している者をいう。
- ・「土地を管理する者」とは、土地所有者から管理の委託を受けている者などをいう。
- ・土地所有者等には、国、県、市町村等の公共団体も含まれる。
- ・「適正な管理」の具体的な方法は、その土地の状況により異なるが、市街地にある未利用地の場合は、その周囲に囲いを設けること、居住地と離れた山間地の土地の場合は、その土地の所在する地域の住民に管理を委託することなどが考えられる。

2 第2項

- ・土地所有者等の通報義務を規定したもので、第12条で定める県民の通報義務と同じである。
- ・土地所有者等は刑事訴訟法第239条の規定により、捜査機関（一般には最寄の警察署）に告発することもできる。

3 第3項

- ・「原状回復のため、その権限により容易に対処することができる」と認められる措置の内容は、不適正処理を行った者（行為者）が判明しているか否か、不適正処理の規模など具体的な状況により異なるが、おおむね次のように考えられる。
 - ① 行為者が判明している場合には、土地所有権などに基づいて行為者に撤去を請求し、行為者が請求に従わない場合には法的措置をとる。
 - ② 行為者が判明していない場合でも、不法投棄された廃棄物が少量である場合は土地所有者自ら撤去する。

4 第4項

- ・「当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由」とは、具体的な事案ごとに判断することとなるが、次のような場合が考えられる。
 - ① 廃棄物の不適正処理が行われることが予想されたにもかかわらず、安易に土地を貸した場合
なお、廃棄物の不適正処理が行われることを知っていて土地を貸した場合は、廃棄物処理法違反に該当する場合もある。
 - ② 繰り返し廃棄物の不適正処理が行われているにもかかわらず、適切な防止措置をとっていなかった場合
- ・「その権限により容易に対処することができる」と認められる措置」は第3項と同じである。

第十四条（県の責務）

第十四条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるよう、必要な組織を設けるものとする。

3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民の協力を得るよう努めるものとする。

4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及

び第十二条又は前条第二項の規定により通報をした者に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、不適正処理に関する県の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

第2項の「必要な組織」とは、岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱第3条に規定する「廃棄物不適正処理対策連絡会議」をいう。

第十五条

第十五条 県は市町村に対し、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるよう求めるものとする。

2 県は、市町村に対し、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通知するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

【趣旨】

本条は、不適正処理に関して県から市町村へ要請する事項について定めたものである。

第五章 廃棄物の適正処理

第一節 産業廃棄物排出事業者等の義務

第十六条（県内産業廃棄物の県内処理）

第十六条 県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県内産業廃棄物」という。）を自ら処理し、又は県内に設置された産業廃棄物を処理する施設において処理するよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

1 本条第1項は、県がかねてより廃棄物対策の基本としている「自己完結」の原則、すなわち廃棄物が適正処理されることを前提として、家庭、企業、地域、市町村、圏域、あるいは県といったそれぞれの領域内で処理することが望ましいという原則にたって、排出事業者に自己処理又は県内処理に努めることを求めた規定である。

2 本条第2項は、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等必要な措置についての県の責務を定めたものである。

第十七条（産業廃棄物処理計画書の作成等）第一項

第十七条 産業廃棄物を生ずる事業場を県内に有する事業者（以下「産業廃棄物排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、県内産業廃棄物の減量及び処理に関する計画書（以下「産業廃棄物処理計画書」という。）を作成するとともに、規則で定める職務を行わせるため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。ただし、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者として規則で定める者については、この限りでない。

【趣旨】

本項は、産業廃棄物の適正処理及び減量化の推進のためには、その発生源である排出事業者が自己責任を自覚して、自主的に産業廃棄物の適正処理、減量化等に取り組むことが重要であることから、その取り組み方針等を定める産業廃棄物処理計画書の作成と事業場における産業廃棄物管理責任者の選任を義務付けた規定である。

【解釈・運用】

- 1 本項はすべての産業廃棄物排出事業者に産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任を義務付けており、中小企業、個人企業、あるいは公共団体も対象となる。
- 2 規則第3条第1項のとおり、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任は事業場ごとに行うこととするが、建設業等については、工事がなされる事業場（作業所）はあらかじめ決められないものであることから、これらを統括的に管理している支店、営業所等ごとに行うことができる。

規則（産業廃棄物処理計画書の作成等）

第三条 条例第十七条第一項に規定する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに、これを作成し、及び選任しなければならない。ただし、臨時に事業場を設ける場合その他事業場ごとに作成し、及び選任することが適当でない場合は、当該事業場を管理する支店、営業所等ごとに作成し、及び選任することができる。

- 3 策定する処理計画書の策定期間、内容は、規則第3条第2項で規定するとおりである。

規則

- 2 産業廃棄物処理計画書は五年ごとに作成するものとし、産業廃棄物に関する事項で次に掲げるものを規定するものとする。
 - 一 管理体制に関する事項
 - 二 発生量及び処理量の見込み

- 三 減量に関する事項
- 四 処理方法に関する事項
- 五 処理施設の整備に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、減量及び処理に関し必要な事項

4 産業廃棄物管理責任者の職務は当該事業場における産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を遂行することであり、具体的な職務は、規則第4条に規定するとおりである。

規則（産業廃棄物管理責任者の職務）

第四条 条例第十七条第一項の規定により規則で定める産業廃棄物管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理計画書の調製に関すること。
- 二 当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。
- 三 産業廃棄物処理計画書に従い、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。

5 産業廃棄物管理責任者は、事業者の代表者自らがなってもよく、また廃棄物処理法に定める「産業廃棄物処理責任者」（同法第12条第8項）「特別管理産業廃棄物管理責任者」（同法第12条の2第8項）「技術管理者」（同法第21条）と同一の者でも差し支えない。また、特別の資格は必要ないが、県等が開催する講習会等に積極的に参加するなどして、産業廃棄物に関する知識の研鑽に努める必要がある。

6 産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任を必要としない事業者は、規則第5条において、ISO14001を取得している事業場を設置している事業者及び一般財団法人持続性推進機構による認証を受けている事業者（「エコアクション21」の認証・登録を受けた事業所）としている。ISO14001又はエコアクション21の認証・登録を受ける際の要件として、産業廃棄物の処理に関する計画の策定及び責任者の選任が求められていることから、条例に基づく計画の策定や管理責任者の選任は要さないこととしたものである。なお、県内に複数の事業場を設置している事業者で、一部の事業場のみISO14001を取得している場合等は、残りの事業場について産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任が必要である。

規則（産業廃棄物処理計画書の作成を要しない事業者）

第五条 条例第十七条第一項ただし書の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q14001その他の国際標準化機構14001に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業

場につき、当該事業場を有する事業者

二 その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構（平成二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。）による認証を受けている事業者

第十七条第二項

2 前項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成しなければならない産業廃棄物排出事業者で、中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）その他の団体で規則で定めるものに所属するものは、当該団体が作成する産業廃棄物処理計画書をもって、自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができる。

【趣旨】

本項は、中小の企業者においては、単独で前項で定める産業廃棄物処理計画書の策定が難しい場合もあるため、所属する中小企業団体で作成する産業廃棄物処理計画書をもって自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができるとした規定である。

【解釈・運用】

対象となる中小企業団体の種類は、規則第6条で規定するとおりである。

規則（産業廃棄物処理計画書を作成する団体）

第六条 条例第十七条第二項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書を作成することができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体
- 二 前号に掲げるもののほか、所属する事業者のために事業を行う団体であつて知事が適当と認めるもの

第十七条第三項

3 第一項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成し、産業廃棄物管理責任者を選任した産業廃棄物排出事業者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を知事に提出しなければならない。当該産業廃棄物処理計画書を変更し、又は産業廃棄物管理責任者を新たに選任したときも、同様とする。

【趣旨】

本項は、規模の大きな事業者や特別管理産業廃棄物を多く排出する事業者は、県全体の廃棄物処理への影響も大きく、その積極的な取り組みは他の事業者の模範となるものであるので、一定規模以上の産業廃棄物排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任を県へ届け出ることを義務付けたものである。

【解釈・運用】

1 届出義務のある事業者は、規則第7条で規定するとおりである。

なお、廃棄物処理法第12条第9項又は同法第12条の2第10項の規定により、毎年6月30日までに産業廃棄物処理計画を県に提出する義務がある多量排出事業者については、届出義務者から除外するものとしている。

規則（産業廃棄物処理計画書等の提出を要する事業者）

第七条 条例第十七条第三項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を提出しなければならない産業廃棄物排出事業者は、次に掲げる事業者（前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が千トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。）とする。

- 一 製造業を営む事業者であって従業員の数が二十人以上の事業場を県内に有するもの
- 二 建設業を営む事業者であって、県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が十億円以上であるもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の開設者
- 四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除き、従業員数が十人以上のものに限る。）を営む者
- 五 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場を県内に有する事業者その他の事業者であって、県内産業廃棄物の減量及び適正処理の推進のために知事が必要と認めるもの

2 計画書等の届出様式及び提出期限は、規則第8条で規定するとおりである。

規則（産業廃棄物処理計画書等の提出等）

第八条 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を作成した日から九十日以内に、同項の規定による変更に係る産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を変更した日から三十日以内に、別記様式第一号の五により行わなければならない。

- 2 条例第十七条第三項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した者は、当該産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容を、各年度ごとに、翌年度の六月三十日までに、別記様式第二号により知事に報告しなければならない。
- 3 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、別記様式第三号により行わなければならない。

第十七条第四項

- 4 知事は、前項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した産業廃棄物排出事業者に対し、当該産業廃棄物処理計画書の内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

【趣旨】

本項は、前項の規定により提出のあった産業廃棄物処理計画書の内容について、知事が必要な指導又は助言を行うことができる規定である。

【解釈・運用】

指導、助言にあたっては、県が平成24年3月に策定した「第二次岐阜県廃棄物処理計画」との整合性を確認する。

第十八条（処理を委託する場合における確認等）第一項

第十八条 産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号に規定する基準に適合すると認められた者に委託しようとするときは、この限りでない。

【趣旨】

産業廃棄物排出事業者は、その排出する産業廃棄物の運搬又は処分（以下「処理」という。）を処理業者に委託しようとする場合は、廃棄物処理法第12条第6項又は第12条の2第6項で定める基準によることとされているが、委託契約書の締結など書面による確認だけであり、処理能力のない処理業者に委託し、不適正処理に至っている事例も見られる。このため本項では、産業廃棄物排出事業者に対し、処理施設の実地調査により、委託先の処理能力を確認することを義務付けたものである。

ただし、平成23年度に創設された優良産廃処理業者認定制度により都道府県知事の認

定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「優良産廃処理業者」という。）は、遵法性、事業の透明性、財務内容等について、通常の許可基準より厳しい認定基準を満たしていると認められることから、優良産廃処理業者に対して処理を委託する場合は、当該業者が公表している産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況等により、委託した産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法で足るものとし、実地調査義務を免除することとした。

【解釈・運用】

- 1 確認方法は、規則第9条で規定するとおりである。なお、同条中の「実地に調査」については、実地に赴かずデジタル技術を活用して調査することを含めてよい。ただし、デジタル技術を活用した調査については、実地調査の代替手段として認める趣旨であることから、実地調査と同等の内容を確認する必要があるとあり、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認の他、オンライン会議システム等を用いてリアルタイムで処理施設の稼働状況や周辺環境の確認を行うこと、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが必要となる。

規則（県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法）

第九条 条例第十八条第一項の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。

- 一 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。
- 二 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

- 2 委託をした処理業者が廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令又は法第19条の5第1項の規定による措置命令を受けた場合において、事業者が本項の規定による確認を怠っていたと認められる場合は、条例第19条第1項の規定により知事から勧告を受けることがある。

第十八条第二項

2 県内産業廃棄物の処理を処理業者に委託した産業廃棄物排出事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。

【趣旨】

廃棄物処理法第12条の3の規定により、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうかを産業廃棄物管理票（マニフェスト）で確認することとされているが、書面による確

認であり、それだけで確実な適正処理の確認を行うことは困難である。このため本項では、産業廃棄物排出事業者に対し、処理状況の定期的な確認等により、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを監視するよう義務付けたものである。

【解釈・運用】

- 1 本項の「処理状況の定期的な確認その他の方法」とは、原則として毎年1回以上委託した産業廃棄物について、適正処理が行われていることを実地に調査（デジタル技術を活用した調査を含む。）し、その結果を記録しておくことなどをいう。なお、優良産廃処理業者に委託した場合には、第1項の規定の趣旨を踏まえ、当該業者が公表している産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報により、適正処理が行われていることを間接的に確認すれば足るものとする。
- 2 中小企業においては、その負担の軽減のため、所属している中小企業団体により共同確認を実施することも考えられる。
- 3 委託をした処理業者が廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令又は法第19条の5第1項の規定による措置命令を受けた場合において、事業者が本項の規定による確認を怠っていたと認められる場合は、条例第19条第1項の規定により知事から勧告を受けることがある。

第十八条第三項

3 産業廃棄物排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

【趣旨】

本項は、委託した産業廃棄物が不適正処理されたときの産業廃棄物排出事業者の義務についての規定である。

【解釈・運用】

- 1 排出事業者と処理業者は適正処理を目的に処理委託契約を締結しており、処理業者が不適正な処理を行っている場合は、契約は完結しておらず、廃棄物処理法上の処理責任を負う排出事業者は処理業者に対して委託契約に従って適正処理を行うよう請求する法的な権利がある。このため本項でいう「その権限により容易に対処することができる」と認められる措置」とは、この民法上の権利に基づいて処理業者に対し
 - ① 委託契約に基づき、処理業者に対して適正な処理をするよう要請すること
 - ② 処理業者が適正処理できるよう必要な支援を行うこと
 - ③ 委託契約を解除し、自らの責任で適正処理を行うことなどが考えられる。
- 2 知事への報告は、原則として書面（任意様式）により行うこととする。

なお、廃棄物処理法により排出事業者は、マニフェストを交付した日から90日（特別管理産業廃棄物に係るものにあつては60日）以内に、マニフェストの写しの送付を

受けないときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、定められた様式により知事に報告することとされている。

従って、このマニフェストの未回収により、処理業者の不適正処理を発見した場合は、廃棄物処理法に基づく報告と本条例に基づく報告の両方が必要となる。

- 3 委託をした処理業者が廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令又は法第19条の5第1項の規定による措置命令を受けた場合において、事業者が本項の規定による確認を怠っていたと認められる場合は、条例第19条第1項の規定により知事から勧告を受けることがある。

第十九条（処理業者が改善命令等を受けた場合の措置）

第十九条 知事は、処理業者が県内産業廃棄物の処理に関して法第十九条の三の規定による改善命令又は法第十九条の五第一項の規定による措置命令を受けた場合において、当該県内産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物排出事業者が前条第一項の規定による確認、同条第二項の規定による監視又は同条第三項の規定により講ずべき措置を怠っていると認めるときは、当該産業廃棄物排出事業者に対し、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずべきことを勧告することができる。ただし、当該産業廃棄物排出事業者が法第十九条の六第一項の規定による措置命令を受ける場合に該当するときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた産業廃棄物排出事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事業者名、勧告内容等を公表することができる。

【趣旨】

本条は、産業廃棄物排出事業者が処理を委託した処理業者が廃棄物処理法の改善命令又は措置命令を受けた場合において、当該産業廃棄物排出事業者が前条に定める義務を怠っていると認めるときは、知事が産業廃棄物排出事業者に対し勧告することができることを定めた規定である。

廃棄物処理法では不適正に処理された産業廃棄物の原状回復に関し、委託した産業廃棄物排出事業者の責任が追及できるのは、法19条の5第1項に規定するとおり「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に「委託基準に違反する委託を行った場合や管理票（マニフェスト）を交付しなかったり、虚偽の管理票を交付した場合」に限られているため、本条を設け、委託した産業廃棄物排出事業者の責任を強化したものである。

【解釈・運用】

- 1 本条第1項の「その権限により容易に対処することができるものと認められる措置」とは前条と同じである。
- 2 本条第2項の公表にあたっては、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提

示する機会を与えるなどして、その意見に正当な理由がないと認めるときは公表するものとする。

公表の方法は、規則第10条に規定するとおりであり、その他知事が適当と認める方法とは、報道機関への資料提供などがある。

規則（公表の方法）

第十条 条例第十九条第二項の規定による公表は、岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法によりこれを行う。

第二十条（県外産業廃棄物の県内搬入の届出）

第二十条 県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとするものは、当該県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該搬入の変更又は中止を勧告することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者について準用する。

【趣旨】

本条は、排出事業者が県外産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理するにあたり、あらかじめ届出を行わせることにより、県外産業廃棄物の種類、排出状況等を把握して、県外産業廃棄物の県内における不適正処理の防止等を図るため定めた規定である。

【解釈・運用】

1 本条の趣旨から、産業廃棄物の再生利用のための処理を委託するために、県外産業廃棄物を県内に搬入する場合は、届出の対象としない。

「再生利用のための処理を委託する」とは、廃棄物処理法第15条の4の2の規定により環境大臣の認定を受けた者、法第20条の2第1項の規定により知事の登録を受けた者、廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定により知事の指定を受けた者のいずれかに対して処理を委託することをいう。

2 本条第2項の「当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認めるとき」とは次に掲げる場合をいう。

① 使用停止命令又は措置命令を受けている処分業者の処理施設において処分しようとするとき

② 処理施設的能力からみて、産業廃棄物の搬入量が不相当であるとき

③ その他生活環境の保全上支障があると認められるとき

3 県内の処理業者は、県外に事業場を有する事業者（以下「県外事業者」という。）か

ら県外産業廃棄物の処理を委託しようとする場合は、事前に本条に基づく届出が必要なことを告知すること。

4 本条第3項は、当該事業者に対し、前条第2項の公表についての規定を準用することを定めたものである。

5 届出事項は、規則第11条で規定するとおりである。

規則（県外産業廃棄物の県内搬入の届出）

第十一条 条例第二十条第一項に規定する県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 搬入しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 排出事業場の名称、業種及び所在地

三 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び数量

四 搬入予定期間（一年以内に限る。）

五 現在の処理方法及び県内に搬入しようとする理由

六 収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七 収集運搬業者の許可番号及び許可の年月日

八 搬入しようとする処理施設の所在地

九 処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

十 処分業者の許可番号及び許可の年月日

2 条例第二十条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

3 前項の届出は、搬入予定期間の初日の三十日前までに行うものとする。

6 規則第11条第3項の「前項の届出は、搬入予定期間の初日の三十日前までに行うものとする」ことについて、緊急やむを得ない事情により県外産業廃棄物を搬入予定期間の初日の30日前までに届け出ることが不可能な場合は、当分の間、電話等により速やかに必要事項を報告のうえ、遅くとも15日前までに遅延の「理由書」（任意様式）を添付のうえ届け出るものとする。

7 本条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、条例第33条の規定により5万円以下の過料に処せられる。

第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

第二十一条（小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出）第一項、第二項、第三項

第二十一条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分を業として行って

いる者又は行おうとする者は、法第十四条第六項の許可の有無にかかわらず、法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条第六項ただし書に規定する者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 特別管理産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第十四条の四第六項の許可の有無にかかわらず、小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条の四第六項ただし書に規定する者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 前二項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該変更の内容をあらかじめ知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、産業廃棄物処分業者が廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設を新たに設置する場合等の届出義務を定めた規定である。

【解釈・運用】

- 1 本条第1項の届出義務者は、産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者である。ただし、本項ただし書及び規則第12条の2に規定するように、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他廃棄物処理法施行規則第10条の3で定める者、環境大臣の認定を受けるため産業廃棄物の再生利用、広域処理、石綿の無害化処理のいずれかを目的とする小規模産業廃棄物処理施設を設置しようとする者又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用する者は届出義務が免除される。
- 2 本条第2項の届出義務者は、特別管理産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者である。ただし、本項ただし書及び規則第12条の2に規定するように、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他廃棄物処理法施行規則第10条の15で定める者、環境大臣の認定を受けるため産業廃棄物の再生利用、広域処理、石綿の無害化処理のいずれかを目的とする小規模産業廃棄物処理施設を設置しようとする者又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用する者は届出義務が免除される。
- 3 届出が必要となるのは、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設以外のすべての産業廃棄物を処理する施設であり、具体的には次のような施設をいう。
 - (1) 廃棄物処理法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設と同じ種類のもの
あって、当該各号に規定する処理能力に満たない規模のもの

- ① 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m³以下のもの
 - ② 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10m³(天日乾燥施設にあつては、100m³)以下のもの
 - ③ 汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のすべてに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が5m³以下のもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg未満のもの
 - ハ 火格子面積が2m²未満のもの
 - ④ 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³以下のもの
 - ⑤ 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって、次のすべてに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が1m³以下のもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が200kg未満のもの
 - ハ 火格子面積が2m²未満のもの
 - ⑥ 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m³以下のもの
 - ⑦ 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5t以下のもの
 - ⑧ 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のすべてに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が100kg以下のもの
 - ハ 火格子面積が2m²未満のもの
 - ⑨ 木くず又ははがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5t以下のもの
 - ⑩ 産業廃棄物の焼却施設(③、⑤、⑧及び廃PCB等、PCB汚染物又PCB処理物の焼却施設を除く。)であって、次のすべてに該当するもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が200kg未満のもの
 - ハ 火格子面積が2m²未満のもの
- (2) 廃棄物処理法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設及び(1)以外のすべての中間処理施設。例示をすると次のとおりである。
- ① 産業廃棄物の圧縮施設(例えば、廃プラスチック類や紙くずの圧縮施設)
 - ② 廃アスファルトの再生施設
 - ③ 汚泥の再生施設(例えば、下水汚泥のタイル化施設、ブロック化施設)
 - ④ 動植物性残さや有機性汚泥の有機肥料化(堆肥化)施設、微生物処理施設
 - ⑤ 建設系産業廃棄物の機械選別施設
- 4 既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、
- ① 自己で所有する施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするとき
 - ② 他から施設を譲り受けて小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときをいう。
- 5 届出様式等は、規則第12条で規定するとおりである。
- このうち、第3項第1号と第2号は、同じ条例第21条第3項の変更届出であるが、第2号は、いわゆる軽微な変更届出として様式、添付書類等を簡易にしたものである。

規則（小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出）

第十二条 条例第二十一条第一項及び第二項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置又は使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設置の場所
- 三 種類
- 四 処理する産業廃棄物の種類
- 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 六 処理方式及び処理能力
- 七 位置、構造設備その他の施設に関する計画
- 八 維持管理に関する計画
- 九 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
- 十 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法
- 十一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

2 条例第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、次に掲げるところにより、これをしなければならない。

- 一 次に掲げるいずれかに該当する場合 別記様式第六号の提出
 - イ 第一項第六号に掲げる事項を変更する場合（処理能力を変更する場合にあっては、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るものに限る。）
 - ロ 第一項第六号に掲げる事項のうち処理方式を変更する場合
 - ハ 第一項第七号に掲げる事項のうち位置を変更する場合
 - ニ 第一項第七号に掲げる事項のうち設備を変更する場合であって、次の表の上欄に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる設備を変更する場合

小規模産業廃棄物処理施設の種類	設 備
一 汚泥の脱水施設	脱水機
二 汚泥の乾燥施設	乾燥設備
三 焼却施設	燃焼室
四 廃油の油水分離施設	油水分離施設
五 廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
六 産業廃棄物の破碎施設	破碎機

七 産業廃棄物の切断施設	切断施設
八 産業廃棄物の再生施設	再生に係る主たる機械設備
九 産業廃棄物の生物処理施設	有機肥料化施設 微生物処理設備
十 産業廃棄物の機械選別施設	機械選別施設
十一 一の項から十の項までに掲げる 小規模産業廃棄物処理施設以外の小 規模産業廃棄物処理施設	中間処理に係る主たる設備

ホ 第一項第七号に掲げる事項のうち構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるものを除く。）

へ 第一項第八号に掲げる事項を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものを除く。）

ト 第一項第十号に掲げる事項を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更するものに限る。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 別記様式第七号の提出
(小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出を要しない者)

第十二条の二 条例第二十一条第一項ただし書及び第二項ただし書の規則で定める者は、法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の環境大臣の認定（当該認定の変更の認定を含む。）を受けるため小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用する者とする。

6 本条第1項、第2項、第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第二十一条第四項

4 知事は、前三項の規定による届出をしなければならない小規模産業廃棄物処理施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模

産業廃棄物処理施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

【趣旨】

本項は、小規模産業廃棄物処理施設についての技術上の基準を定め、それに適合しない施設に対し内容の変更、設置若しくは使用の中止勧告を行う旨の規定である。

【解釈・運用】

- 1 「届出をしなければならない施設」とは、届出のあった施設のみならず、無届出施設も対象とする趣旨である。
- 2 「知事が別に定める基準」は「小規模産業廃棄物処理施設の基準」（平成11年岐阜県告示第703号）によるが、この基準は廃棄物処理法施行規則第12条、12条の2、12条の6及び12条の7に準じて定めたものである。
- 3 この基準は、いわゆる構造基準と維持管理基準を含んだものであり、届出があった場合は構造基準に基づき審査するとともに、使用開始後は、構造基準及び維持管理基準に基づき必要な指導を行うこととなる。

第二十二條（記録及び閲覧）

第二十二條 前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物処理施設（当該小規模産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該小規模産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

【趣旨】

平成9年の法改正により、法許可施設である産業廃棄物の焼却施設、PCB施設及び最終処分場の設置者は、維持管理の事項の記録を作成して、生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させなければならないこととなった。

産業廃棄物の適正処理の確保のためには、施設の維持管理についての情報が地域に正確に伝えられることが重要であり、このため、条例届出施設である小規模産業廃棄物処理施設のうち、廃棄物の焼却施設についても、当該施設から排出される排ガスや排水等による周辺地域の生活環境への影響に関し、周辺に居住する住民の不安は極めて大きいので、施設の維持管理の事項の記録を作成し、備え置き、生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させることを義務付けることにより、施設運営の透明性の向上を図り、施設設置者の意識を高め、情報公開と説明責任の強化を図るものである。

【解釈・運用】

- 1 「（焼却施設に係るものに限る。）」とは、廃棄物処理法上、産業廃棄物の記録及び

閲覧の対象施設は、焼却施設、PCB施設及び最終処分場となっている（法第15条の2の3）ので、条例届出施設である小規模産業廃棄物処理施設については、周辺地域の生活環境への影響等を考慮し、同様の施設を対象とした。ただし、PCB施設及び最終処分場は全て廃棄物処理法の記録・閲覧対象施設であるため、焼却施設のみを対象とした。

- 2 「維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」とは、施設周辺に居住する者をはじめとして、施設周辺で事業を営んでいる者等、当該施設から排出される排出ガスや排水等により生活環境への影響を受け、又はその恐れがある者をいう。
- 3 記録する事項等は、規則第13条及び第14条で規定するとおりである。

規則（記録する事項）

第十三条 条例第二十一条の二の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- 二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
- 三 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
- 四 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
- 五 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した位置
 - ロ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した年月日
 - ハ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ニ 当該測定の結果
- 六 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日

（記録の閲覧）

第十四条 条例第二十一条の二の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。
 - イ 前条第一号に掲げる事項 翌月の末日
 - ロ 前条第二号から第五号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ハ 前条第六号に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

4 本条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第二十三条及び第二十四条 <削除>

第三節 建設工事等に係る産業廃棄物の適正処理

第二十五条（建設工事等の発注者の義務）

- 第二十五条 土地の工作物の建設工事又は解体工事（以下「建設工事等」という。）の発注者は、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理費用を適正に負担するよう努めなければならない。
- 2 建設工事等の発注者は、当該建設工事等の受注者に対し法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票の提示を求める等により、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、建設工事等から発生する産業廃棄物の処理に関し、当該工事を発注した者の義務を規定したものである。

これは、建設工事等から発生する産業廃棄物の処理責任は工事を請け負った建設業者にあるものの、適正処理の推進のためには発注者の責任が重要であるため設けたものである。

【解釈・運用】

- 1 「建設工事又は解体工事」には改修工事を含み、土木工事、建築工事など工事種別や民間、公共発注の別を問わず広く工事全般を指す。特に公共団体は率先して本条の義務を履行することが求められる。
- 2 産業廃棄物の処理費用についての具体的な基準を示すことは困難であるが、旧厚生省が「建設廃棄物処理ガイドライン」中で示しているように設計図書の中で廃棄物処理の条件を明示し、積算上の取り扱いについて適正な建設廃棄物の処理費を計上することが必要である。
- 3 発注者は次のような方法により産業廃棄物の適正処理の確認に努める必要がある。

- ① 排出事業者が処理業者に処理を委託した場合はマニフェストにより確認する。
- ② 排出事業者が委託せず自社処理した場合は、その処分方法を確認する。
- ③ 工事後は建設廃棄物が放置されていないか確認する。

第二十六条 <削除>

第二十七条（大規模建設工事等施工者の産業廃棄物アセスメントの実施義務）

第二十七条 一の建設工事等で、当該建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの（以下「大規模建設工事等」という。）の施工者（以下「大規模建設工事等施工者」という。）は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等に係る産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討（以下「産業廃棄物アセスメント」という。）を実施しなければならない。

2 大規模建設工事等施工者は、規則で定めるところにより、前項の規定により実施した産業廃棄物アセスメントの結果を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出をした大規模建設工事等施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物アセスメントの内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

4 大規模建設工事等施工者は、大規模建設工事等が完了した日から九十日以内に、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は多量の産業廃棄物が見込まれる工事の施工者に、当該工事における産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討することを実施することを定めた規定である。

【解釈・運用】

- 1 本条の対象となる事業は、規則第15条に規定するとおりである。

規則（産業廃棄物アセスメントを実施しなければならない大規模建設工事等）

第十五条 条例第二十七条第一項の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積千平方メートル以上の建築物解体工事とする。

- 2 本条に係る届出事項等は、規則第16条に規定するとおりである。

規則（産業廃棄物アセスメントの実施等）

第十六条 条例第二十七条第一項の規定による産業廃棄物アセスメントは、別記様式第九号に必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第二十七条第二項の規定による産業アセスメントの結果の届出は、別記様式第十号によらなければならない。

3 条例第二十七条第四項の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

3 本条第3項の指導又は助言は、主に産業廃棄物の減量化や資源化の促進、最終処分量の軽減の観点から行うものとする。

第四節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

第二十八条第一項

第二十八条 廃棄物を焼却する施設（法第八条第一項のごみ処理施設、法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設、第二十一条に規定する届出に係る小規模産業廃棄物処理施設その他規則で定める施設を除く。以下「小規模廃棄物焼却施設」という。）の設置者は、当該小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、廃棄物処理法の許可対象とならない小規模な廃棄物焼却施設の事前届出制度を定めたものである。

【解釈・運用】

1 届出が必要な小規模廃棄物焼却施設は次の各号に該当しない施設である。

- (1) 廃棄物処理法第8条第1項のごみ処理施設
- (2) 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設
- (3) 条例第21条に規定する届出に係る小規模産業廃棄物処理施設
- (4) その他規則で定める施設

2 その他規則で定める施設は、規則第17条に規定するとおりである。

規則（届出を要しない小規模廃棄物焼却施設）

第十七条 条例第二十八条第一項の規定による届出を要しない規則で定める施設は、一時間当たりの焼却能力が三十キログラム未満であり、かつ、火格子面積（火格子がない施設にあっては火床面積）が〇・五平方メートル未満の焼却施設とする。

3 本条に係る届出事項等は、規則第18条に規定するとおりである。

規則（小規模廃棄物焼却施設の設置の届出）

第十八条 条例第二十八条第一項に規定する小規模廃棄物処理施設の処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び業種
- 三 設置しようとする場所
- 四 設置予定年月日及び使用開始予定年月日
- 五 種類
- 六 焼却する廃棄物の種類
- 七 焼却時間
- 八 管理者の氏名及び職名
- 九 製造者又は販売者に関する事項

2 条例第二十八条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

3 前項の届出は、届出に係る小規模廃棄物処理施設を設置する日の三十日前までにするものとする。

4 本条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第二十八条第二項

2 知事は、前項の規定による届出をしなければならない小規模廃棄物焼却施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模廃棄物焼却施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

【趣旨】

本項は、小規模産業廃棄物処理施設についての技術上の基準を定め、それに適合しない施設に対し内容の変更、設置若しくは使用の中止勧告を行う旨の規定である。

【解釈・運用】

- 1 「届出をしなければならない施設」とは、届出のあった施設のみならず、無届出施設も対象とする趣旨である。
- 2 「知事が別に定める基準」は「小規模廃棄物焼却施設の基準」（平成11年岐阜県告示第704号）によるが、この基準は廃棄物処理法施行規則第12条、12条の2、12条の6及び12条の7に準じて定めたものである。

- 3 この基準はいわゆる構造基準と維持管理基準を含んだものであり、届出があった場合は構造基準に基づき審査するとともに、使用開始後は構造基準及び維持管理基準に基づき必要な指導を行うこととなる。

第二十八条の二（準用）

第二十八条の二 第二十二條の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）」とあるのは「前条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

【趣旨】

小規模廃棄物焼却施設からの排出ガスや排水等による周辺地域の生活環境への影響に関し、周辺に居住する者等の不安が極めて大きく、その設置について多くの紛争が発生していることから、維持管理についての透明性の向上を図るため、施設の設置者は維持管理の事項の記録を作成して、生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させることを義務づけ、このことにより、施設設置者の意識を高め、情報公開と説明責任の強化を図っていくものである。

【解釈・運用】

本条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第六章 雑則

第二十九条（報告及び検査）

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【趣旨】

本条は、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者等からの報告の徴収及び土地、事業場等

への立入検査に関する規定である。

【解釈・運用】

- 1 この規定により求めることのできる報告の徴収は、本条例の施行に必要な範囲に限定され、必要と認められる程度を超えて要求することはできない。
- 2 この規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 3 立入検査する職員は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは提示しなければならないが、この身分証明書の様式は、規則第19条に規定するとおりである。

規則（身分証明書）

第十九条 条例第二十九条第二項の証明書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

- 4 本条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、条例第31条の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

第三十条（委任）

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例を施行するにあたって必要な事項は、規則で定めることとしたものである。

第三十一条（罰則）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二、第二十一条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条（第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- 三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【趣旨】

本条は、廃棄物の不適正処理を未然に防止する観点から、特定保管物の多量保管の届出

(第11条の2)や小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出(第21条第1項、第2項、第3項)等の届出に係る未届出や虚偽の届出に対する罰則、又は条例の適正な執行を行うため、報告義務の徹底、職員による立ち入り、検査のできる体制の強化を図るため、妨害等に対する罰則の規定を定めたものである。

第三十二条 (両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

【趣旨】

本条は、組織ぐるみでの違反も考えられることから、両罰規定を設け、罰則の強化を図るものである。

第三十三条 (過料)

第三十三条 第十一条の三第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、廃棄物の不適正処理を未然に防止する観点から、特定保管物の多量保管の届出に係る事項の変更等(第11条の3第1項)又は県外産業廃棄物の県内搬入の届出(第20条第1項)に係る未届出や虚偽の届出に対して過料の規定を定めたものである。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五章及び第六章(第三十条の規定を除く。)の規定は、交付の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成十一年十一月規則第二百五号で、同十一年十二月十五日から施行)

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十日条例第十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年五月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以

下「旧条例」という。)第二十六条第一項の規定により知事への届出が必要な解体工事の施工者に対する旧条例第二十六条第二項及び第三十一条の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一六十五の項第十三号を削り、同項第十四号中「条例」を「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年岐阜県条例第十五号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則 (平成十五年七月十日条例第三十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第二十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に特定保管物を屋外において保管している者については、その者を第十一条の二に規定する保管予定者とみなして、同条の規定を適用する。

この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。

- 3 この条例の施行の際現にその所有し、占有し、又は管理する土地において特定保管物が保管されていること又は保管されることを知っている土地所有者等については、第十一条の五の規定を適用する。この場合において、同条中「三十日以内」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。

附 則(抄)

(平成十九年三月二十日条例第十四号(岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例))

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正)

- 3 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附 則(抄)

(平成二十一年条例第二十号(岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例))

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適正処理条例の一部改正)

- 4 適正処理条例の一部を次のように改正する。

目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の二を第二十二条とする。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条 削除

第二十八条の二中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。

第二十九条中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一条第一項、第二項又は第三項による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。

第三十一条第二項中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

附 則

この規則は、平成十一年十二月十五日から施行する。

附 則（平成十四年五月二十九日規則第八十三号）

この規則は、平成十四年五月三十日から施行する。

附 則（平成十五年十一月十四日規則第二百二十二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第十一条第三項の規定は、平成十六年一月三十一日以後に搬入予定期間の初日が到来するものに係る届出から適用し、同日前に当該期間の初日が到来するものに係る届出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年十月三十日規則第八十三号）

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第十一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第二十九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

